

6 林整治第1970号
令和7年3月18日

各都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産事務次官

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」の一部改正について

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）及び「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）の決定に伴い、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本通知の適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

別 記

北海道知事	青森県知事	岩手県知事	宮城県知事
秋田県知事	山形県知事	福島県知事	茨城県知事
栃木県知事	群馬県知事	埼玉県知事	千葉県知事
東京都知事	神奈川県知事	新潟県知事	富山県知事
石川県知事	福井県知事	山梨県知事	長野県知事
岐阜県知事	静岡県知事	愛知県知事	三重県知事
滋賀県知事	京都府知事	大阪府知事	兵庫県知事
奈良県知事	和歌山県知事	鳥取県知事	島根県知事
岡山県知事	広島県知事	山口県知事	徳島県知事
香川県知事	愛媛県知事	高知県知事	福岡県知事
佐賀県知事	長崎県知事	熊本県知事	大分県知事
宮崎県知事	鹿児島県知事	沖縄県知事	

(別紙)

○ 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準</p> <p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 196 条の 2 第 1 項各号に掲げる法定受託事務の処理については、法令に定めるもののほか、本基準に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、本基準は、第 1 から第 9 までにより構成され、第 1 保安林の指定、第 2 保安林の解除、第 3 保安林の指定施業要件の変更、第 4 立木伐採許可及び届出、第 5 作業許可<u>及び届出</u>、第 6 監督処分、第 7 標識の設置、第 8 保安林台帳、第 9 保安施設地区とし、保安林及び保安施設地区の指定、解除等に関する事務の取扱いに当たっては、これらに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。</p> <p>第 1 保安林の指定</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指定の手続</p> <p>法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の指定の手続及び法第 25 条の規定に基づき農林水産大臣が行う保安林の指定に関し都道府県知事が行う手続については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 意見の聴取</p> <p>ア <u>法第 32 条第 1 項の意見書</u>（以下単に「意見書」という。）を提出した者（以下「意見書提出者」という。）が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のア及びイを準用するものとする。</p>	<p>別紙</p> <p>森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準</p> <p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 196 条の 2 第 1 項各号に掲げる法定受託事務の処理については、法令に定めるもののほか、本基準に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、本基準は、第 1 から第 9 までにより構成され、第 1 保安林の指定、第 2 保安林の解除、第 3 指定施業要件の変更、第 4 立木伐採許可及び届出、第 5 作業許可、第 6 監督処分、第 7 標識の設置、第 8 保安林台帳、第 9 保安施設地区とし、保安林及び保安施設地区の指定、解除等に関する事務の取扱いに当たっては、これらに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。</p> <p>第 1 保安林の指定</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指定の手続</p> <p>法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の指定の手続及び法第 25 条の規定に基づき農林水産大臣が行う保安林の指定に関し都道府県知事が行う手続については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 意見の聴取</p> <p>ア <u>異議意見書を提出した者</u>が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のア及びイを準用するものとする。</p>

イ 意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

ウ 都道府県知事は、農林水産大臣又は都道府県知事宛てに提出された意見書が、規則第 51 条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないものその他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとする。

エ 都道府県知事は、都道府県知事宛てに提出された意見書が、同項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法であって補正することができないものであるときは、却下するものとする。

なお、これらの却下は、意見提出者に対し、理由を付した書面を送付して行うものとする。

オ～キ (略)

(5) (略)

第 2 保安林の解除

1 解除の要件

法第 26 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の解除の要件は次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 転用を目的とする解除

(1)又は(2)による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること(以下「転用」という。)を目的とする解除(以下「転用解除」という。)については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転

イ 法第 32 条第 1 項に規定する意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

ウ 都道府県知事は、法第 32 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事宛てに提出された意見書が、規則第 51 条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないものその他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとする。

エ 都道府県知事は、法第 32 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事宛てに提出された意見書が、同項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法であって補正することができないものであるときは、却下するものとする。

なお、これらの却下は、意見提出者に対し、理由を付した書面を送付して行うものとする。

オ～キ (略)

(5) (略)

第 2 保安林の解除

1 解除の要件

法第 26 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の解除の要件は次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 転用を目的とする解除

(1)又は(2)による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること(以下「転用」という。)を目的とする解除(以下「転用解除」という。)については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が

用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとする。

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ア)～(エ) (略)

(オ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の意見及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の意見を聴取していること。

(カ) (略)

イ (略)

2 解除の手続

法第 26 条の 2 の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の解除の手続及び法第 26 条の規定に基づき農林水産大臣が行う保安林の解除に係り都道府県知事が行う手続については、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 意見の聴取

ア 意見書提出者が当該意見書の提出に係る保安林の解除に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のイを準用するものとする。

イ (略)

(5) 代替施設の設置等の確認

ア 都道府県知事は、転用に係る解除予定保安林について、法第 30 条の 2 第 1 項の告示の日から 40 日を経過した後（意見書の提出があったときは、これについて法第 32 条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを都道府県知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとする。

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ア)～(エ) (略)

(オ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ている、又は得ることができると認められるものであること。

(カ) (略)

イ (略)

2 解除の手続

法第 26 条の 2 の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の解除の手続及び法第 26 条の規定に基づき農林水産大臣が行う保安林の解除に係り都道府県知事が行う手続については、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 意見の聴取

ア 意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の解除に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のイを準用するものとする。

イ (略)

(5) 代替施設の設置等の確認

ア 都道府県知事は、転用に係る解除予定保安林について、法第 30 条の 2 第 1 項の告示の日から 40 日を経過した後（法第 32 条第 1 項の意見書の提出があったときは、これについて同条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを都道府県知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

(ア)～(オ) (略)
イ (略)
(6) (略)

第5 作業許可及び届出
作業許可については、次によるものとする。

- 1 (略)
- 2 許可申請の適否の判定
 - (1) 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過した後（意見書の提出があったときは、これについて法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表6に掲げる場合は、この限りでない。

ア～カ (略)
(2) (略)
3～6 (略)

別表4 国等以外の者が実施する事業

1～30	(略)
31	<u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（同項に規定する地域脱炭素化促進施設であって風力を電気に変換するものの整備に係る部分に限る。）</u>

(ア)～(オ) (略)
イ (略)
(6) (略)

第5 作業許可及び届出
作業許可については、次によるものとする。

- 1 (略)
- 2 許可申請の適否の判定
 - (1) 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表6に掲げる場合は、この限りでない。

ア～カ (略)
(2) (略)
3～6 (略)

別表4 国等以外の者が実施する事業

1～30	(略)
(新設)	(新設)